

## 平成30年度食品安全委員会運営計画 新旧対照表（案）

項 目	平成29年度運営計画	平成30年度運営計画（案）
第1 平成29年度における委員会の運営の重点事項	<p>(1) 事業運営方針</p> <p>食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成24年6月29日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。</p> <hr/> <p>(2) 重点事項</p> <p>① 食品健康影響評価の着実な実施</p> <p>効率的な情報収集、計画的な調査審議、より迅速かつ信頼性の高い新たな評価方法の検討及び活用、事務局体制の強化により、食品健康影響評価を着実に実施する。また、海外でも導入が進められている（定量的）構造活性相関（(Q)SAR）、ベンチマークドーズ法等について、海外の評価機関等の動向を踏まえつつ、リスク評価への活用方策の検討を行う。</p> <p>② リスクコミュニケーションの戦略的な実施</p> <p>食品健康影響評価等の科学的知見に基づく食品の安全性に関する国民の一層の理解の促進のため、「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」（平成27年5月28日企画等専門調査会取りまとめ）等を踏まえ、今後は、国民の関心の高い事項への重点化を図るとともに、最新の情報発信媒体を活用した効果的かつ効率的な情報発信、マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携強化など、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。</p> <p>③ 研究・調査事業を活用した新たな評価方法の企画・立案</p> <p>食のグローバル化や新たな危害要因の出現に対応するため、国内外の最新の知見を収集するとともに、研究・調査事業等を活用し、引き続き新たな評価方法の検討を行う。研究・調査事業については、透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者によるレビューを行うとともに、成果を積極的にリスク評価に活用する。</p>	<p>(1) 事業運営方針</p> <p>食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成24年6月29日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。</p> <hr/> <p>(2) 重点事項</p> <p>① 食品健康影響評価の着実な実施</p> <p>効率的な情報収集、計画的な調査審議、より迅速かつ信頼性の高い新たな評価方法の検討及び活用並びに事務局体制の強化により、食品健康影響評価を着実に実施する。また、海外でも導入が進められている（定量的）構造活性相関（(Q)SAR）について「<u>新たな時代に対応した評価技術の検討～化学物質の毒性評価のための(Q)SAR及びRead acrossの利用～</u>」（平成29年6月30日評価技術企画ワーキンググループ決定）に基づきリスク評価への活用を検討するとともに、ベンチマークドーズ法等について引き続き海外の評価機関等の動向を踏まえつつリスク評価への活用方策の検討を進める。</p> <p>② リスクコミュニケーションの戦略的な実施</p> <p>食品健康影響評価等の科学的知見に基づく食品の安全性に関する国民の一層の理解の促進のため、「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」（平成27年5月28日企画等専門調査会取りまとめ）等を踏まえ、今後は、国民の関心の高い事項への重点化を図るとともに、最新の情報発信媒体を活用した効果的かつ効率的な情報発信、マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携強化など、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。</p> <p>③ 研究・調査事業の活用</p> <p>食品健康影響評価を的確に実施するために、「<u>食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について</u>」（平成22年12月16日委員会決定（平成27年3月31日最終改正）。以下「ロードマップ」という。）等を踏まえ、研究・調査を計画的・戦略的に実施し、評価方法の企画・立案等にその成果を迅速かつ効果的に活用する。また、透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者によるレビューを行う。</p>

	<p>④ 海外への情報発信及び関係機関との連携強化 委員会の活動が海外でも認められ、かつ、委員会の機能強化に資するよう、海外への情報発信を積極的に実施する。また、平成28年度以前に協力文書を締結した機関との定期的な会合等、海外の関係機関との意見交換・情報交換を積極的に行い、連携を更に強化するとともに、新たな協力文書の締結について協議を行う。</p> <p>⑤ 緊急時対応の強化 関係府省と連携しつつ、不断に緊急時対応の強化を図る。</p>	<p>④ 海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化 委員会の活動が海外でも認められ、かつ、委員会の機能強化に資するよう、海外への情報発信を積極的に実施する。また、<u>リスク評価に関する国際的な議論に貢献するとともに、必要な情報を収集するため、国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。</u>さらに、平成29年度以前に協力文書を締結した機関との定期的な会合等、海外の関係機関との意見交換・情報交換を積極的に行い、連携を更に強化するとともに、新たな協力文書の締結について協議を行う。</p> <p>⑤ 緊急時対応の強化 関係府省と連携しつつ、不断に緊急時対応の強化を図る。</p>
第2 委員会の運営全般	<p>(1) 委員会会合の開催 原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。</p> <hr/> <p>(2) 企画等専門調査会の開催 平成29年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。</p> <hr/> <p>(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催 必要に応じ、以下に掲げる方策を活用しつつ、専門調査会を開催する。既存の専門調査会での審議が困難な課題や複数の専門調査会に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 原則として、委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置</p> <p>② 専門調査会の下に部会を設置</p> <p>③ 専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて調査審議</p> <p>④ 関係する専門調査会を合同で開催</p> <hr/> <p>(4) 委員会と専門調査会の連携の確保 専門調査会における円滑な調査審議を図るため、原則としてすべての専門調査会に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。</p> <hr/> <p>(5) リスク管理機関との連携の確保 食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。</p> <hr/> <p>(6) 事務局体制の整備 評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。</p>	<p>(1) 委員会会合の開催 原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。</p> <hr/> <p>(2) 企画等専門調査会の開催 平成30年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。</p> <hr/> <p>(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催 必要に応じ、以下に掲げる方策を活用しつつ、専門調査会を開催する。既存の専門調査会での審議が困難な課題や複数の専門調査会に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 原則として、委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置</p> <p>② 専門調査会の下に部会を設置</p> <p>③ 専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて調査審議</p> <p>④ 関係する専門調査会を合同で開催</p> <hr/> <p>(4) 委員会と専門調査会の連携の確保 専門調査会における円滑な調査審議を図るため、原則としてすべての専門調査会に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。</p> <hr/> <p>(5) リスク管理機関との連携の確保 食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。</p> <hr/> <p>(6) 事務局体制の整備 評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。</p>

第3 食品健康影響評価の実施	1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施 (1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について 評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。	1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施 (1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について 評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。
	(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について 「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」(平成21年7月16日委員会決定)に基づき、標準処理期間(追加資料の提出に要する期間を除き1年間)内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。	(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について 「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」(平成21年7月16日委員会決定)に基づき、標準処理期間(追加資料の提出に要する期間を除き1年間)内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。
	(3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について 「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」(平成18年6月29日委員会決定)に基づき、計画的な調査審議を行う。	(3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について 「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」(平成18年6月29日委員会決定)に基づき、計画的な調査審議を行う。
2 評価ガイドライン等の策定 食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン(評価指針、評価の考え方等)の策定等を進める。平成29年度においては、 <u>ベンチマークドーズ法を用いた評価及び遺伝毒性発がん物質の評価については、評価技術企画ワーキンググループにおいて、引き続き、専門家による審議及び海外の評価機関等の動向を踏まえつつ、ガイドライン作成の検討を行う。また、アレルギーを含む食品の表示に関する自ら評価については、ガイドラインの検討を開始する。さらに、海外でも導入が進められている(定量的)構造活性相関((Q)SAR)等について、評価技術企画ワーキンググループにおいて、海外の評価機関等の動向を踏まえつつ、リスク評価への活用方策の検討を行う。</u>	2 評価ガイドライン等の策定 食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン(評価指針、評価の考え方等)の策定等を進める。 <u>また、これまで作成した評価書を迅速に参照できる仕組みを委員会事務局に導入し、評価書案の作成の効率化に資する。</u> 平成30年度においては、 <u>アレルギーを含む食品について、研究事業で作成した評価ガイドラインのたたき台を基に、アレルギーを含む食品に関するワーキンググループにおいて評価ガイドラインの検討を進める。また、動物用医薬品及び飼料添加物の評価ガイドラインについては、専門調査会において議論を進める。</u> さらに、 <u>農薬の評価に係る評価ガイドラインの策定について検討を進めるとともに、ベンチマークドーズ法や食中毒原因微生物の定量評価に資する技術等について、リスク評価への活用方策の検討を進める。</u>	
3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施 (1) 「自ら評価」案件の選定 平成29年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」(平成16年5月27日委員会決定)及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」(平成16年6月17日委員会決定)を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。	3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施 (1) 「自ら評価」案件の選定 平成30年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」(平成16年5月27日委員会決定)及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」(平成16年6月17日委員会決定)を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。	
(2) 「自ら評価」の実施	(2) 「自ら評価」の実施	

	<p>平成28年度までに選定された「自ら評価」案件であって、次に掲げるものについては、それぞれ以下のとおり実施する。</p> <p>① 「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」（平成19年度決定）調査事業等で収集された科学的知見を精査した上で、調査審議を行う。</p> <p>② 「アルミニウム」（平成21年度決定）現在審議をしているアルミニウムを含む食品添加物の評価がまとまり次第、他のばく露要因等の知見を収集した上で、調査審議を開始する。</p> <p>③ 「フモニシンに関する食品健康影響評価」（平成26年度決定）調査事業で収集・整理された科学的知見を踏まえ、かび毒・自然毒等専門調査会で、調査審議を行う。</p> <p>④ 「アレルギー物質を含む食品」（平成27年度決定）ワーキンググループを設置し、アレルゲンを含む食品の表示に関する評価ガイドラインの検討を開始する。</p>	<p>平成29年度までに選定された「自ら評価」案件であって、次に掲げるものについては、それぞれ以下のとおり実施する。</p> <p>① 「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」（平成19年度決定）調査事業等で収集された科学的知見を精査した上で、調査審議を行う。 （削る）</p> <p>（削る）</p> <p>② 「アレルギー物質を含む食品」（平成27年度決定）研究事業で作成した評価ガイドラインのたたき台を基に、アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループにおいて評価ガイドラインの検討を進める。また、調査事業で収集・整理した科学的知見を活用し、卵及び乳に関する調査審議を開始する。さらに、麦類及びそば類に関する科学的知見を収集する調査事業を実施する。</p>
	<p>(3)「自ら評価」の結果の情報発信等</p> <p>平成29年度内に「自ら評価」案件の評価が終了した場合は、その評価結果に関して、意見交換会の開催や季刊誌への掲載等により丁寧に情報発信する。平成28年度の自ら評価案件選定の過程で決定された事項（情報収集等）について、その決定に基づき、ホームページ、フェイスブック等で情報提供を行う。</p>	<p>(3)「自ら評価」の結果の情報発信等</p> <p>平成30年度内に「自ら評価」案件の評価が終了した場合は、その評価結果に関して、意見交換会の開催やFacebookでの発信等により丁寧に情報提供を行う。平成29年度の自ら評価案件選定の過程で決定された事項（情報収集等）について、その決定に基づき、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。</p>
<p>第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視</p>	<p>1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査</p> <p>食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、平成29年10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。</p> <p>なお、実施状況の調査については、リスク管理機関によるハザードの優先順位等を参考にしつつ、その実施方法の見直しを検討する。</p> <p>2 食品安全モニターからの報告</p> <p>食品安全モニターから、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求める。その結果については、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。</p> <p>また、食品安全に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を平成30年1月を目途に実施する。アンケートの調査項目には、食品安全委員会が行う情報発信の効果を評価できる項目の設定を検討する。</p>	<p>1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査</p> <p>食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、平成30年10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。</p> <p>2 食品安全モニターからの報告</p> <p>食品安全モニターから、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求める。その結果については、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。</p> <p>また、食品の安全に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を平成31年1月を目途に実施する。</p>
<p>第5 食品の安全性の確保に関する</p>	<p>1 食品健康影響評価技術研究の推進</p> <p>(1) 食品健康影響評価技術研究課題の選定</p> <p>平成30年度における食品健康影響評価技術研究課題については、「食品の安全性の確保」</p>	<p>1 食品健康影響評価技術研究の推進</p> <p>(1) 食品健康影響評価技術研究課題の選定</p> <p>平成31年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食品健康影響評価を</p>

研究・調査  
事業の推進

保のための研究・調査の推進の方向性について（平成26年12月16日全部改正）を踏まえ、「危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積」、「健康影響発現メカニズムの解明」及び「新たなリスク評価方法等の確立」に焦点を当てて定める優先実施課題について、別紙3に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。

的に実施するため、ロードマップを踏まえ、「危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積」、「健康影響発現メカニズムの解明」及び「新たなリスク評価方法等の確立」に焦点を当てて定める優先実施課題について、別紙3に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。

(2) 平成28年度に終了した研究課題の事後評価の実施

平成28年度に終了した研究課題について、別紙4に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。

(2) 平成29年度に終了した研究課題の事後評価の実施

平成29年度に終了した研究課題について、別紙4に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。

(3) 平成29年度に実施する研究課題の中間評価の実施

平成29年度に実施する研究課題について、別紙4に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。

(3) 平成30年度に実施する研究課題の中間評価の実施

平成30年度に実施する研究課題について、別紙4に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。

(4) 実地指導

研究費の適正な執行を確保するため、主として新規採択課題の経理事務担当者に対し、平成29年10月に実地指導を行う。

(4) 実地指導

研究費の適正な執行を確保するため、主として新規採択課題の経理事務担当者に対し、平成30年10月に実地指導を行う。

(5) 関係府省との連携

競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成17年1月31日関係府省申合せ））を新規採択課題決定前などに適宜開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。

(5) 関係府省との連携

競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成17年1月31日関係府省申合せ））を新規採択課題決定前などに適宜開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。

2 食品の安全性の確保に関する調査の推進

(1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定

平成30年度における食品安全確保総合調査対象課題については、「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について（平成26年12月16日全部改正）を踏まえ、「危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積」、「健康影響発現メカニズムの解明」及び「新たなリスク評価方法等の確立」に焦点を当てて定める優先実施課題に基づき、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。入札公告の際には、大学等の関係研究機関も含め幅広く周知する。

2 食品の安全性の確保に関する調査の推進

(1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定

平成31年度における食品安全確保総合調査対象課題については、ロードマップを踏まえ、「危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積」、「健康影響発現メカニズムの解明」及び「新たなリスク評価方法等の確立」に焦点を当てて定める優先実施課題に基づき、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。入札公告の際には、大学等の関係研究機関も含め幅広く周知する。

	<p>(2) 食品安全確保総合調査対象課題に係る情報の公開  選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないとは判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。</p>	<p>(2) 食品安全確保総合調査対象課題に係る情報の公開  選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないとは判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。</p>
	<p>3 研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施  平成29年度においては、平成31年のプログラム評価及び新ロードマップの策定に向けて、研究事業及び調査事業の意義、運営方針の妥当性及び成果への活用状況等に着目した追跡評価を行う。</p>	<p>3 研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施  平成30年度においては、平成31年のプログラム評価及び新ロードマップの策定に向けて、研究事業及び調査事業の意義、運営方針の妥当性及び成果への活用状況等に着目した追跡評価を行う。</p>
<p>第6 リスクコミュニケーションの促進</p>	<p>「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」（平成27年5月28日企画等専門調査会取りまとめ）等を踏まえ、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。</p> <hr/> <p>1 様々な手段を通じた情報の発信  食品健康影響評価その他の食品の安全性について、迅速に最新の情報を、媒体の特性を踏まえて発信する。</p> <p>(1) ホームページ  食品健康影響評価の結果、食品の安全に関する最新の情報や委員会、専門調査会、意見交換会の開催状況等について情報提供を行う。</p> <hr/> <p>(2) Facebook  機動的な情報発信を行うため、編集専任の技術参与の配置及び掲載方針等の整備など、新たな情報発信体制の構築を行う。</p> <hr/> <p>(3) メールマガジン  委員会や調査会、意見交換会の開催状況等食品安全委員会の活動状況や、実生活に役立つ食品安全に関する情報を分かりやすく解説した情報等の提供を行う。</p> <hr/> <p>(4) ブログ</p>	<p>「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」（平成27年5月28日企画等専門調査会取りまとめ）等を踏まえ、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。</p> <hr/> <p>1 様々な手段を通じた情報の発信  食品健康影響評価その他の食品の安全性について、迅速に最新の情報を、媒体の特性を踏まえて発信する。</p> <p>(1) ホームページ  食品健康影響評価の結果、食品の安全に関する最新の情報や委員会、専門調査会、意見交換会の開催状況等について情報提供を行う。  特に、委員会の活動を理解していただくため、各専門調査会等を紹介したページを設けるとともに、学校教育関係者や小さな子どもを持つ親に人気の高いキッズボックスについて、掲載頻度を増やす。  また、ホームページをより見やすくするため、過去の情報の整理等を行う。</p> <hr/> <p>(2) Facebook  「食品安全委員会公式Facebook（フェイスブック）運営規則」（平成29年5月委員会事務局長決定）の投稿指針等を踏まえ、機動的対応が必要な健康被害案件の発信のほか、季節性のある注意喚起や食品の安全に関する科学的な知識の普及等、各種記事の適時・適切な発信を行う。  また、必要に応じて記事を英訳し、発信を行う。</p> <hr/> <p>(3) メールマガジン  委員会や専門調査会、意見交換会の開催状況等委員会の活動状況を簡潔に「Weekly版」として発信するとともに、実生活に役立つ食品の安全に関する情報を分かりやすく解説した情報等を「読物版」として発信する。</p> <hr/> <p>(4) ブログ</p>

メールマガジン【読物版】で配信した内容や健康に影響を及ぼすおそれのある危害等に関する情報提供を行う。

(5) 季刊誌「食品安全」

国民の関心が高い事項等を掲載した季刊誌を年4回発行し、地方公共団体、図書館等に配布し、広く国民に情報提供を行う。

(6) 意見交換会

学校教育関係者を重点対象とし、意見交換会を実施する。また、意見交換会で得られた意見等をもとに、意見交換会の実施方法、説明内容、資料等について必要な改善を図る。

2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

消費者等に、食品の安全性に関する科学的な知識を効果的に普及するために、広く一般消費者を対象とした食品の安全に係る科学的基礎知識についての講座と食品関係事業者や研究者等を対象とした食品健康影響評価について理解を深める講座に分けて開催することとし、地方での開催も含め実施する。

また、視覚的に理解しやすい媒体による情報提供手法の検討も含め、基礎的な科学的知識の普及に資する教材の充実を図る。

さらに、食の安全ダイヤルを通じて消費者等からの相談や問い合わせに対応する。食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は、リスクの初期情報としてリスク管理機関と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、重要な質問等については、ホームページやフェイスブック等を通じて情報提供する。

3 関係機関・団体との連携体制の構築

(1) リスク管理機関との連携

リスク管理機関と連携し、リスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。

メールマガジン「読物版」で配信した内容を始め、食品の安全に関する情報提供を行う。

(5) 冊子等の紙媒体

委員会運営状況報告書に基づき、委員会の1年間の取組をわかりやすく冊子に取りまとめ、広く国民に情報提供を行う。

また、パンフレット「食品安全委員会」の日本語版及び英語版を改訂し、意見交換会や関係者との交流等において配布する。

さらに、子どもと一緒に読めるように、キッズボックスの記事をリーフレットや冊子等の印刷物とし、ニーズのある学校教育関係者、地方公共団体、図書館等に配布する。

(6) YouTube

食品の安全に関する科学的な知識の普及啓発を目的とした講座である「精講：食品健康影響評価」及び「みんなのための食品安全勉強会」の開催動画を掲載するとともに、動画で発信するとより理解しやすい情報については、動画用コンテンツの作成を検討する。

2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

消費者等に、食品の安全に関する科学的な知識を効果的に普及するために、広く一般消費者を対象とした食品の安全に関する科学的な基礎知識についての講座「みんなのための食品安全勉強会」と食品関係事業者や研究者等を対象とした食品健康影響評価について理解を深める講座「精講：食品健康影響評価」に分けて、地方での開催も含め実施する。また、特定の食品による過剰摂取等の恐れがある場合は、情報提供の方法を工夫し、その食品の摂取量が多い層に対し、的確に知識の普及啓発を行う。

上記を除く意見交換会については、学校教育関係者を重点対象として実施する。特に、波及効果を高めるため、地方公共団体等が意見交換会を実施しやすい仕組み作り、説明内容の改善、現場で活用しやすい教材の作成・提供等を行う。

また、食品の安全性に関する用語集について必要に応じて見直しを行うとともに、学校教育関係者が指導の際に活用できる食品の安全に関する教材（副読本）の作成に着手する。

さらに、食の安全ダイヤルを通じて消費者等からの相談や問合せに対応する。食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は、リスクの初期情報としてリスク管理機関と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、重要な質問等については、ホームページやFacebook等を通じて情報提供する。

3 関係機関・団体との連携体制の構築

(1) リスク管理機関との連携

リスク管理機関と連携し、リスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。

	<p>(2) 地方公共団体との連携 地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、各種の情報や食品安全に係る資料の共有化等を図る。また、リスクコミュニケーション（共催、地方公共団体単独開催）をより効果的に実施すること等を目的として地方公共団体との連絡会議を開催する。</p> <p>(3) マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携（円滑に情報交換できる体制の構築） マスメディア、消費者団体、事業者団体、<u>公益社団法人日本医師会及び公益社団法人日本栄養士会等の関係職能団体等との関係強化</u>を図る。特に、<u>マスメディア及び消費者団体については、国民の関心の高い食品健康影響評価など、時機を得たテーマについて意見交換会等を定期的に行う。</u> <u>実施に当たっては、意見交換会に参加するマスメディア関係者のすそ野の更なる拡大を図るとともに、意見交換会の内容の充実を図る。</u></p> <p>(4) 学術団体との連携 食品の安全性に関する科学的な知識を普及させるためには学術団体との連携が効果的であることから、引き続き、関係する<u>学会への参加</u>及びブース展示を実施する。実施に当たっては、重点化する学術分野を明確化するとともに、<u>学会への参加とブース出展を有機的に連動させることにより、学術団体との連携の更なる強化を図る。</u></p>	<p>(2) 地方公共団体との連携 地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、各種の情報や食品安全に係る資料の共有化等を図る。また、リスクコミュニケーション（共催、地方公共団体単独開催）をより効果的に実施すること等を目的として地方公共団体との連絡会議を開催する。</p> <p>(3) マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携（円滑に情報交換できる体制の構築） マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等と、<u>定期的に意見交換を実施し、関係強化を図る。</u> <u>特に、消費者団体、事業者団体及び関係職能団体とは、各団体の要望も踏まえ、共催での意見交換会や講師派遣等を実施する。</u></p> <p>(4) 学術団体との連携 食品の安全性に関する科学的な知識を普及させるためには学術団体との連携が効果的であることから、引き続き、関係する<u>学会での委員会委員による講演等</u>及びブース展示を実施する。実施に当たっては、重点化する学術分野を明確化するとともに、<u>学会での委員会委員による講演等とブース出展を有機的に連動させることにより、学術団体との連携の更なる強化を図る。</u></p>
<p>第7 緊急の事態への対処</p>	<p>1 緊急事態への対処 緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」（平成17年4月21日委員会決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について関係省庁及び国民に迅速かつ的確な情報提供を行う等、適切に対応する。</p> <p>2 緊急事態への対処体制の整備 指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。</p> <p>3 緊急時対応訓練の実施 緊急時対応の取りまとめとなる消費者庁と密に連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練を、平成29年4月～11月（実務研修）、12月（確認訓練）を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。</p>	<p>1 緊急事態への対処 緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」（平成17年4月21日委員会決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について関係省庁及び国民に迅速かつ的確な情報提供を行う等、適切に対応する。</p> <p>2 緊急事態への対処体制の整備 指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。</p> <p>3 緊急時対応訓練の実施 緊急時対応の取りまとめとなる消費者庁と密に連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練を、平成30年4月～11月（実務研修）、12月（確認訓練）を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。</p>

<p>第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用</p>	<p>国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文、食の安全ダイヤル等を通じ、毎日、収集する。収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるような確な整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）への登録、委員会会合での報告等により、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。また、ハザード情報の共通化及び省庁間での共有化を推進する。加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係機能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。</p>	<p>国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文、食の安全ダイヤル等を通じ、毎日、収集する。収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるような確な整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）への登録、委員会会合での報告等により、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。また、ハザード情報の共通化及び省庁間での共有化を推進する。加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係機能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。</p>																																				
<p>第9 国際協定の推進</p>	<p>(1) 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣 以下のスケジュールで開催される国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。</p> <table border="0"> <tr> <td>平成29年5月</td> <td><u>Prion2017</u></td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td><u>第84回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）</u></td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td><u>OECD農薬作業部会</u></td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td><u>米国バイオ規制視察</u></td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td><u>欧州毒性学会（EUROTOX）</u></td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td><u>FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）</u></td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td><u>第85回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）</u></td> </tr> <tr> <td>平成30年3月</td> <td><u>米国毒性学会（SOT）</u></td> </tr> </table> <p>また、必要に応じ、このスケジュールの他に開催されることとなった国際会議等に委員等を派遣する。</p> <hr/> <p>(2) 海外の研究者等の招へい 海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。</p> <hr/> <p>(3) 海外の食品安全機関等との連携強化 海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、職員の派遣等の人材交流、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、国際共同評価への参画等に努める。委員会とすでに協力文書を締結している欧州食品安全機関（EFSA）、豪州・ニュージーラン</p>	平成29年5月	<u>Prion2017</u>	6月	<u>第84回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）</u>	6月	<u>OECD農薬作業部会</u>	8月	<u>米国バイオ規制視察</u>	9月	<u>欧州毒性学会（EUROTOX）</u>	9月	<u>FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）</u>	11月	<u>第85回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）</u>	平成30年3月	<u>米国毒性学会（SOT）</u>	<p>(1) 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣 以下のスケジュールで開催される国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。</p> <table border="0"> <tr> <td>平成30年5月</td> <td><u>Prion2018</u></td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td><u>第86回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）</u></td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td><u>第25回OECD新規食品・飼料作業部会合同部会</u></td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td><u>米国バイオ規制視察</u></td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td><u>FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）</u></td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td><u>第3回欧州食品安全機関（EFSA）科学カンファレンス</u></td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td><u>EFSAとの第6回定期会合</u></td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td><u>レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）2018</u></td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td><u>第87回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）</u></td> </tr> <tr> <td>平成31年3月</td> <td><u>米国毒性学会（SOT）</u></td> </tr> </table> <p>また、必要に応じ、このスケジュールのほか開催されることとなった国際会議等に委員等を派遣する。</p> <hr/> <p>(2) 海外の研究者等の招へい 海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。</p> <hr/> <p>(3) 海外の食品安全機関等との連携強化 海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、職員の派遣等の人材交流、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、国際共同評価への参画等に努める。委員会と既に協力文書を締結している欧州食品安全機関（EFSA）、豪州・ニュージーランド</p>	平成30年5月	<u>Prion2018</u>	6月	<u>第86回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）</u>	6月	<u>第25回OECD新規食品・飼料作業部会合同部会</u>	8月	<u>米国バイオ規制視察</u>	9月	<u>FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）</u>	9月	<u>第3回欧州食品安全機関（EFSA）科学カンファレンス</u>	9月	<u>EFSAとの第6回定期会合</u>	9月	<u>レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）2018</u>	10月	<u>第87回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）</u>	平成31年3月	<u>米国毒性学会（SOT）</u>
平成29年5月	<u>Prion2017</u>																																					
6月	<u>第84回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）</u>																																					
6月	<u>OECD農薬作業部会</u>																																					
8月	<u>米国バイオ規制視察</u>																																					
9月	<u>欧州毒性学会（EUROTOX）</u>																																					
9月	<u>FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）</u>																																					
11月	<u>第85回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）</u>																																					
平成30年3月	<u>米国毒性学会（SOT）</u>																																					
平成30年5月	<u>Prion2018</u>																																					
6月	<u>第86回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）</u>																																					
6月	<u>第25回OECD新規食品・飼料作業部会合同部会</u>																																					
8月	<u>米国バイオ規制視察</u>																																					
9月	<u>FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）</u>																																					
9月	<u>第3回欧州食品安全機関（EFSA）科学カンファレンス</u>																																					
9月	<u>EFSAとの第6回定期会合</u>																																					
9月	<u>レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）2018</u>																																					
10月	<u>第87回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）</u>																																					
平成31年3月	<u>米国毒性学会（SOT）</u>																																					

ド食品基準機関（F S A N Z）、ポルトガル経済食品安全庁（A S A E）、フランス食品環境労働衛生安全庁（A N S E S）及びドイツ連邦リスク評価研究所（B f R）と連携強化のための会合を開催するとともに、必要に応じ、米国食品医薬品庁（F D A）等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行い、協力文書の締結も検討する。

食品基準機関（F S A N Z）、ポルトガル経済食品安全庁（A S A E）、フランス食品環境労働衛生安全庁（A N S E S）及びドイツ連邦リスク評価研究所（B f R）と連携強化のための会合を開催するとともに、デンマーク工科大学（D T U）との協力文書の締結に向けて検討を進める。また、必要に応じ、米国食品医薬品庁（F D A）等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行う。

（４）海外への情報発信

食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年４回程度発行し、国内外に広く情報発信していく。

（４）海外への情報発信

食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年４回程度発行し、国内外に広く情報発信していく。

## 平成30年度における企画等専門調査会調査審議スケジュール

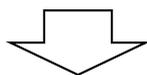
月	調査審議事項
6月	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成29年度食品安全委員会運営状況報告書について</li><li>○ 平成30年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について</li><li>○ 平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練骨子について</li></ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成30年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について</li><li>○ 平成30年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について</li></ul>
平成31年1月	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成31年度食品安全委員会運営計画について</li><li>○ 平成30年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補の選定について</li><li>○ 平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果、平成31年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画等について</li></ul>

## 平成30年度における「自ら評価」案件の選定スケジュール

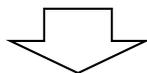
月	事 項
平成30年6月	○ 企画等専門調査会における審議 ・「自ら評価」案件選定の進め方について
7月	○ ホームページ等による一般からの意見募集の実施 ○ 専門調査会等からの意見、ホームページ等により募集した一般からの意見、要望書等の整理
8月～10月	○ 事務局による「自ら評価」の案件候補の整理
11月	○ 企画等専門調査会における審議（第1回絞込み） ・前年度までの「自ら評価」のフォローアップ ・「自ら評価」の案件候補について議論
平成31年1月	○ 企画等専門調査会における審議（第2回絞込み） ・「自ら評価」の案件候補の決定
2月	○ 食品安全委員会における審議 ・「自ら評価」の案件候補について議論 ・その他の案件の取扱い（情報提供など）を決定 ○ 意見・情報の募集
3月	○ 食品安全委員会における審議 ・意見・情報の募集の結果を踏まえ、「自ら評価」案件を決定

## 平成31年度新規研究課題決定までのスケジュール

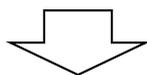
平成31年度に優先的に実施すべき研究課題の決定  
(平成30年9月)



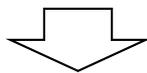
研究課題の募集  
(平成30年10月)



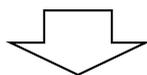
書面審査  
(平成30年11月～12月)



ヒアリング審査  
(平成31年1月)



研究課題候補の選定及び調査対象課題との調整  
(平成31年1月～2月)

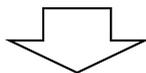


新規研究課題の食品安全委員会決定  
(平成31年3月)

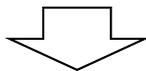
## 平成30年度の研究事業評価実施スケジュール

〔平成29年度に終了した課題の事後評価〕

事後評価の実施（平成30年7月）



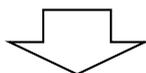
食品安全委員会への報告（平成30年9月）



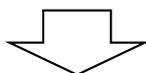
研究成果発表会（平成30年10月）

〔平成30年度に実施する課題の中間評価〕

研究成果報告書（中間報告書）の提出期限  
（平成30年11月）



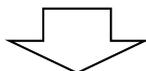
中間評価の実施（平成31年1月）



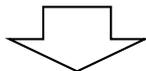
食品安全委員会決定（平成31年3月）

## 平成31年度に実施する調査課題の選定

平成31年度に優先的に実施すべき調査課題の決定  
(平成30年9月)



実施課題案の選定及び研究課題との調整  
(平成31年1月～2月)



食品安全委員会決定  
(平成31年3月)

(参考1)

# 平成30年度予算（案）及び 定員審査結果の概要について

平成30年1月  
食品安全委員会事務局

# 平成30年度予算（案）及び定員審査結果の概要について

平成30年1月  
内閣府食品安全委員会事務局

## 1 予算（案）の概要

### (1) 総額

- ・ 962百万円（平成29年度予算額961百万円）
- ・ 対前年度比 100.1%

### (2) 主要事項（カッコ内は平成29年度予算額）

#### ① 差し迫る課題に対応したリスク評価を行うために必要な評価体制の強化

645百万円（643）

食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度の導入に対応して、より迅速かつ的確にリスク評価を実施するための体制強化を図る。

#### ② リスク評価等に必要な技術研究の推進

183百万円（177）

食品科学や分析技術の水準が日々向上し、高度化の一途をたどる中、委員会が取り組むリスク評価の分野は多岐にわたることから、新たな知見が必要となる分野について、リスク評価等を円滑に進めるための技術研究を推進。

#### ③ リスク評価等に必要な調査の着実な推進

59百万円（72）

リスク評価の観点から優先順位の高い特定の危害に関し、国内外の関係機関が保有するリスク評価情報等の危害情報、危害の発生及び対処事例についての海外報道情報、各種文

献における危害の毒性メカニズム、暴露評価等の情報について、網羅的に収集し、整理・解析するための調査を実施。

**④ 情報収集等に関する体制の充実・強化**

**45百万円（ 42）**

国内外の危害情報を収集・整理する体制を充実・強化し、食品安全行政をより一層充実・強化するため、食品安全モニターを通じたリスク管理措置等の監視、国際会議への参加、海外のリスク評価機関等との連携強化等を図る。

**⑤ リスクコミュニケーションの推進**

**29百万円（ 28）**

リスク評価に国民の意見を反映し、その透明性・公正性を確保するとともに、食品のリスクに関する科学的情報に対する国民の理解の向上に資するため、意見交換会の開催、積極的な情報発信等を実施。

**⑥ 優先課題推進枠（上記①～⑤の内数）**

- ・ 将来の食品安全リスクを見据え、差し迫る課題に対応したリスク評価を行うために必要な評価体制の強化及び研究 **65百万円**

今後導入される食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度に対応したリスク評価、食品分野の化学物質の迅速な評価を可能とする次世代型リスク評価の実用化を推進。

- ・ 食物アレルギーに関する情報発信の強化経費

**7百万円**

アレルギー疾患対策基本法に基づく政府方針を踏まえ、食物アレルギーに関する科学的な知識の普及を図る。

## 2 定員審査結果の概要

食品用器具・容器包装のリスク評価体制の強化のために、1名（課長補佐）を措置。

※別途、業務の実施体制の見直しによる削減1名あり。

## 第22回企画等専門調査会（11月29日）における主な意見

### 評価ガイドライン等の策定について

- 農薬及び動物用医薬品に関して評価ガイドラインを策定することが望ましい。

### みんなのための食品安全勉強会について

- 東京で開催される予定の第2回について定員を超える公募があったことも踏まえ、年度内に追加で開催することを是非検討してほしい。
- カフェインについては若年者における中毒が懸念されることから、その開催に当たっては、大学との連携など、周知方法を工夫してほしい。

### 健康食品について

- 健康食品については、健康被害のデータをしっかり集めるべき。例えば、医師をモニターとして活用することなども考えないといけないのではないか。
- 「健康食品」という名称は誤解を生むので、関係省庁で留意してほしい。

### 報道関係者との意見交換会について

- マスコミ関係者に対して食品安全に関する正しい知識をしっかりと伝えてほしい。

### デルファイ法を活用した試行的調査について

- デルファイ法を活用した試行的調査については評価している。その調査結果についてはリスク管理機関にも適切に伝えてほしい。

### その他

- 家庭科の教科書については記載内容を点検するとともに、出版社や執筆者と意見交換すべきではないか。また、教科書の副教材は大事であり、中学校・高校別に適したものを作成するなど、教科書では間に合わないところを情報提供してほしい。
  - 学校教育衛生管理基準における食品添加物の記載について、関係省庁とも連携しながら、記載内容を見直すように働きかけるべきではないか。
  - 公衆衛生を学ぶ大学生等の幅広い層による傍聴があったことは評価したい。
- ※ 本資料は、議事録に基づいて、事務局において主だった意見を整理したもの。

## 食品衛生規制の見直しに関する骨子案 (食品衛生法等の改正骨子案)

平成 30 年 1 月 16 日  
厚生労働省

### 1. 趣旨

- 前回の食品衛生法等の改正から約 15 年が経過し、共働き世帯や高齢者単身世帯の増加を背景に、調理食品、外食・中食への需要の増加や健康食品への関心の高まりなど食へのニーズの変化、輸入食品の増加など食のグローバル化の進展といった我が国の食や食品を取り巻く環境が変化している。
- このような変化に伴い、都道府県等を越える広域的な食中毒事案の発生や拡大の防止、下げ止まり傾向である食中毒発生数を抑制する必要があること等を踏まえると、食品等を提供する事業者におけるより一層の衛生管理や、行政による的確な対応が喫緊の課題となっている。
- さらには、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催や我が国の食品の輸出促進を見据え、国際標準と統合的な食品衛生管理が求められる。
- これらの状況を踏まえ、食品安全の確保のため、消費者、事業者、有識者など関係者の意見も踏まえ、以下に基づき、次期通常国会に食品衛生法等を改正する所要の法案の提出を行う。

### 2. 主な改正内容

#### ①広域的な食中毒事案への対策強化

- 国や都道府県等が、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のために、相互に連携や協力を行うことを明記するとともに、連携や協力の体制整備のため、厚生労働大臣が、国や都道府県等の関係者で構成する広域連携協議会を設置することができることとする。
- 緊急を要する場合には、厚生労働大臣は、当該協議会を活用し、広域的な食中毒事案に対応できることとする。

## ② HACCP（ハサップ）による衛生管理の制度化

○ 我が国の食品衛生管理水準の向上や国際標準化を図り、事業者自らが取り組む衛生管理を推進するため、食品等事業者※、と畜業者等や食鳥処理業者は、

- ・ 施設の内外の清潔保持等の一般的な衛生管理に加え、
- ・ 事業者自らが使用する原材料や製造方法等に応じて行う、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための衛生管理（規模や業種等を考慮した一定の営業者については、その取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理）

に関する計画を定め、遵守しなければならないこととする。

※ 常温で保存可能な包装済み食品のみを販売する営業など、公衆衛生に与える影響が低いと考えられる業種については、対象から除く。

○ 現行の「総合衛生管理製造過程承認制度」（食品衛生法第 13 条）は廃止する。ただし、厚生労働大臣が食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が講じられていると認めた場合に、食品衛生法で定める食品の製造・加工の規格基準に適合しなくとも販売等ができるとする仕組みは維持する。

## ③ 特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の収集

○ 健康被害の発生を未然に防止する観点から特別の注意を必要とする成分等※を含有する食品を販売等する事業者は、その製品が健康に被害を生じさせている又は生じさせるおそれがある旨の情報を得た場合は、都道府県等を通じて厚生労働省に報告しなければならないこととする。

※ 厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定する。

○ また、厚生労働大臣等が健康被害に関する調査を行う場合には、関係者は健康被害に関する情報提供等に努めるものとする。

## ④ 国際統合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備

○ 食品用器具・容器包装の安全性の確保や規制の国際的整合性の確保のため、人の健康を損なうおそれがない場合を除き、合成樹脂等を対象として、規格が定められていない原材料を使用した器具・容器包装を販売等してはならないこととするとともに、製造者は、適正製造管理規範を遵守しなければならないこととする。

- 器具・容器包装の製造者や販売者は、製品の販売先の事業者に対し、当該製品が規格基準に適合する旨の情報を提供しなければならないこととし、器具・容器包装の原材料の製造者が、器具・容器包装の製造者等から求められた場合には、その情報の提供に努めなければならないこととする。

#### **⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設**

- 都道府県ごとに異なる営業許可基準について、厚生労働省令で定める基準を参酌し、条例で定めることとする。

(注) 現行の政令で定める営業許可業種について、営業実態等を踏まえた見直しを行う。

- 公衆衛生に与える影響が少ない営業を除き、営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県等に届け出なければならないこととする。

#### **⑥食品リコール情報の報告制度の創設**

- 営業者が製造等をした食品等が、食品衛生法に違反をした場合等で、当該食品等を回収するときは、食品衛生上の危害が想定されない場合を除き、回収に着手した旨及び回収の状況を都道府県知事等に報告し、当該報告を受けた都道府県知事等は厚生労働大臣等に報告しなければならないこととする。

#### **⑦輸入食品の安全性確保・食品輸出関係事務の法定化**

- 輸出国において食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための措置（H A C C Pによる衛生管理）が講じられていることが必要な食品※については、当該措置が講じられていることを輸出国の政府機関が確認した施設等において製造等されたものでなければ、輸入してはならないこととする。

※ 食肉、食鳥肉等を想定。

- また、衛生管理によっては食品衛生上のリスクが高まるおそれがある食品※の輸入に当たっては、食品衛生上の管理状況等について、輸出国政府による衛生証明書の添付を要件とする。

※ 乳、乳製品や生食用カキやフグを想定。

- 都道府県知事等は、輸出される食品の安全性に関する証明書の発行  
その他必要な措置を行うことができることとする。

#### **⑧その他**

- 行政処分や罰則に関する規定や経過措置など所要の規定の整備を行  
う。

(以上)